

平成23年3月23日
東京都水道局

水道水の放射能測定結果について

このたび、東京都水道局金町浄水場の浄水（水道水）から、下表のとおり、食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値 100Bq/kg（※乳児による水道水の摂取に係る対応について〔平成23年3月21日健水発第2号厚生労働省健康局水道課長通知〕）を超過する濃度の放射性ヨウ素が測定されました。 ※別紙参照

23区及び一部の多摩地域の都民の皆さまには、乳児による水道水の摂取を控えて頂くように、お願いいたします。

なお、この数値は、長期にわたり摂取した場合の健康影響を考慮して設定されたものであり、代替となる飲用水が確保できない場合には、摂取しても差し支えありません。

今後も、濃度の変動を引き続き監視し、公表してまいります。

1 測定結果<測定機関:地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター>

採水日時:3月22日9時>

単位: Bq/kg

採水場所	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値	原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値
金町浄水場	210	100	300
朝霞浄水場	不検出		
小作浄水場	32		

※不検出<20Bq/kg

2 乳児による水道水の摂取を控えていただく地域

2・3区、武蔵野市、町田市、多摩市、稲城市、三鷹市

【問合せ先】

水道局浄水部浄水課 保坂・篠田

03-5320-6436, 6448

内線 49-231, 49-241

【多摩の配水区域に関する問合せ】

多摩水道改革推進本部

調整部技術指導課 小野・水田

042-521-5125